

# 成年年齢は20歳から18歳に 4月から18歳・19歳も大人です

今年の4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

成年になると、親の同意がなくても、一人でさまざまな契約ができるようになります。

しかし、飲酒や喫煙は引き続き20歳からとなっています。

一人でできることやできないこと、成年になることで気を付けなければならないことを紹介します。

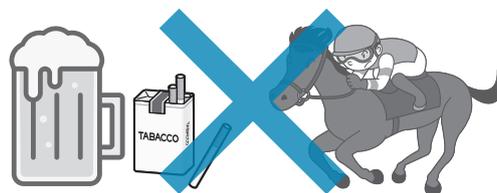
☎市民環境課 TEL22-6828

## ■18歳になったらできること

- ・親の同意がなくても契約できる  
携帯電話の契約、クレジットカードの作成、  
1人暮らしの部屋を借りる、ローンを組むなど
  - ・10年有効のパスポートを作る
  - ・性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる
  - ・女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳になる
- ※普通自動車運転免許の取得はこれまでどおり、18歳以上で取得できます

## ■20歳にならないとできないこと

- ・飲酒をする
- ・喫煙をする
- ・競馬や競輪、競艇、オートレースの投票権(馬券)を買う
- ・養子を迎える
- ・大型・中型自動車運転免許の取得



## ■消費者トラブルにご注意を

成年になると、親の同意がなくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになりますが、契約の知識や経験が少ないと、消費者トラブルに遭いやすいため注意が必要です。契約をするときは、契約の必要性や内容をよく理解した上で契約を結ぶことが重要です。

### 消費者トラブルで困ったらすぐに相談を！

- ・市民環境課消費生活相談窓口 TEL22-6828
- ・消費者ホットライン 局番なしの「188(いやや!)」

## ■山県市の成人式は名称を変更して引き続き20歳で実施

山県市の成人式は、令和4年度以降も、名称を変更して20歳を対象として開催します。開催日はこれまでどおり1月の成人の日の前日を予定しています。

### 表紙の撮影に協力いただいた山県高校のお二人

おとな  
18歳に向けての抱負を聞きました！表紙の撮影にご協力いただきありがとうございました！



岡田 拓巳さん



中本 梨々華さん

## 山県市さくらカンパニー 認定事業所決定

3月4日、市役所公室で、山県市さくらカンパニー認定式を行いました。山県市さくらカンパニーは、女性活躍推進事業の一環として、ワーク・ライフ・バランス推進や女性活躍推進に積極的な事業者をさくらステップ3〜1に認定する制度です。今年度は、5社9事業所を認定しました。仕事も子育てもいきいきと両立できる山県市を目指します。

関企画財政課 TEL22-6825



### 認定事業所

#### ■さくらステップ3

- ・加藤精工(株)
- ・大東化工(株)
- ・ミズタニバルブ工業(株)
- ・ぎふ農業協同組合高富支店、大桜支店、伊自良支店、美山南支店、美山北支店
- ・(福)友愛会特別養護老人ホーム山県グリーンビレッジ

### 認定メリット

#### ■山県市中小企業等活性化補助金の補助率が一部優遇されます

- 補助金のうち、労働環境の改善や人材確保など「多様な人材の活躍」に対して行う事業について、さくらカンパニーに認定されると補助率の優遇が受けられます。※2ページ参照
- 各種認定グッズを贈呈します
- 求人にも活用できます
- 広報紙などで積極的にPRします

現在広報紙では、さくらカンパニーに認定された企業の取り組みを紹介するコラム「きらっと輝く!さくらカンパニー」を掲載しています。

誰もが輝ける山県市を目指して、活動の輪を広げていきましょう。

## 令和4年度の

## 国民年金保険料の納付について

国民年金第1号の被保険者は毎月保険料を納めていただく必要があります。なお、令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円です。

### 国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得

口座振替を利用すると納期ごとに納める手間が省け、早割・前納で納めると保険料が割引されます。

#### ▼申込に必要なもの

年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)、預金通帳(金融機関、口座番号が分かるもの)、金融機関の届出印

#### ▼申込場所

市民環境課②窓口または金融機関窓口

### 保険料納付が困難な場合は未納のままにせず、免除・納付猶予申請の手続きを

保険料免除や納付猶予になった期間は、老後に年金を受け取るための受給資格期間に含まれ、万一のときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るための資格期間にも含まれます。

#### ▼国民年金保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除になります。

#### ▼納付猶予制度

50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

#### ※申請に必要なもの

年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)またはマイナンバーの分かるもの、失業による申請の場合は雇用保険被保険者離職票など

#### ▼学生納付特例制度

学生の人で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

#### ※申請に必要なもの

学生証、年金手帳(基礎年金番号が分かるもの)またはマイナンバーの分かるもの

関市民環境課 TEL22-6827

関岐阜北年金事務所

TEL058-294-6364